

令和4年第1回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年1月25日(火) 午前9時30分から
- (2) 場 所 輪島市役所本館3階 大会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 13名

| | | |
|----------|----------|-----------|
| 1番 島津 博道 | (欠席) | 11番 山本 秀夫 |
| 2番 笹川 稔 | 7番 奥堂 敏春 | 12番 森谷 正美 |
| 3番 河内 よし | 8番 坂下 正幸 | 13番 田上 正男 |
| 4番 北濱 陽子 | 9番 石倉 稔 | 14番 安 津久人 |
| 5番 池端 共栄 | (欠席) | 15番 田中 喜義 |

(2) 欠席委員

6番 谷内 誠一 10番 谷内 吉夫

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島1番 東 一朗

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 非農地証明願いについて

7 報告事項

- (1) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第2号 農地改良届について

8 議事

開会 9 : 30 閉会 10 : 15

| | |
|------|--|
| 事務局長 | 本日は2名の委員が欠席です。また農地利用最適化推進委員は1名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。 |
| 議長 | (会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第1回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。 |
| 議長 | 会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。 |
| 各委員 | (「異議なし」との声あり) |
| 議長 | ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。 |
| 議長 | 議事録署名委員を指名いたします。 議席番号4番 北濱 陽子 委員及び 議席番号5番 池端 共栄 委員の両委員を指名いたします。 |
| 議長 | 議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第1号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案書2ページをご覧ください。議案第1号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は5件です。 【議案第1号所有権移転、1番を議案書をもとに朗読】 |

| | |
|-------|---|
| | <p>合計 4 筆 3,851 m²で内訳は田が 3,851 m²です。</p> <p>いずれも農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員 輪島 1 番 宇羅恒一委員よりご意見願います。</p> |
| 宇羅委員 | <p>先日に現場を確認してきました。申請地は一団の農用地の中に点在しており、現在も申請者により耕作されているところです。所有権の移転により周囲に与える影響は無いものと考えます。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>それではこれより質疑を許します。</p> |
| 石倉委員 | <p>資料の明細をみると、農地の譲受人は耕作者数が 7 名となっていますが、これは耕作者のグループでしょうか、家族経営でしょうか。</p> |
| 事 務 局 | <p>家族経営です。</p> |
| 石倉委員 | <p>わかりました。</p> |
| 議 長 | <p>その他にございませんか。</p> |
| 各 委 員 | <p>(意見・質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 1 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | <p>(「異議なし」との声あり)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認めます。よって【議案第 1 号】は、原案どおり可決決定いたします。次に市長より提出のあった【議案第 2 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>議案書 5 ページをご覧ください。議案第 2 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 1 件です。</p> <p>【議案第 2 号所有権移転、1 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計 1 筆 659 m²で内訳は田が 659 m²です。目的は、隣地で 2 年前に事務所兼店舗を建設した漆器製造販売業者が、市所有地を譲り受けて新型コロナウイルス終息後に向けた展示場として整備するものです。農地区分は、農地の広がり が 1 0 ha 未満である第 2 種農地であり、近隣に居住する者が集落に接続して事業所を設置するものですので、転用不許可の例外となる立地基準を充たしているものと考えます。なお、先に建設された事務所件店舗は、平成 3 1 年に農地転用許可を受けております。</p> |
| 議長 | <p>それでは申請番号 1 番について、地区担当委員 議席番号 1 4 番 安 津久人委員よりご意見願います。</p> |
| 安 委員 | <p>去る 2 1 日に山本職務代理ほか農業委員、事務局と共に現場を確認してきました。申請地は輪島バイパス沿いにあり、消防署の向かい側に位置します。申請者は 2 年前に能越自動車道工事に伴い移転補償を受けてこの隣に店舗を移設し、今回新たに事業書の拡張で道路側から見て奥の方に展示場を建設するものです。今回の申請地を含め周辺は公共事業のための用地として輪島市が所有しているものであり、周辺一帯は耕作をしていないため、周囲に与える影響は無いと考えます。よろしく願います。</p> |
| 議長 | <p>これより質疑を許します。</p> |
| 石倉委員 | <p>何でも聞いてすいませんが、今回の所有権移転については別に問題ないのですが、輪島市が農地を所有していることは問題なかったのでしょうか。本来なら所有した時点で転用なりするものかと思うのですが。</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>申請地につきましては公共工事のための事業用地として市が確保したものでありますので、本来はその目的に基づいて転用されていたはずですが、事業計画が変更されるなどの事情で本来の目的に使用できないまま農地として所有していたものです。今回事業者の申し出もあり、譲渡に至ったものです。</p> |
| 石倉委員 | <p>このような市所有の農地は他にもたくさんあるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>ほとんど無いと考えております。本来は、事業の目的に沿って必要な部分のみ転用すべきものですので、今回の申請地は事業の変更等に伴いやむを得ず生じたものと考えております。</p> |
| 議長 | <p>その他にございませんか。</p> |
| 各委員 | <p>(質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第2号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p> |
| 各委員 | <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第2号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第3号】の農地法の適用を受けない農地の証明願について議題といたします。事務局、説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>【議案第3号非農地証明、1番～8番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計13筆1,209.11㎡で内訳は田が1,209.11㎡です。 なお、申請番号1番は、昭和47年に申請者の先代の方が建物を建築しており、およそ50年ほどの年月が経過しているものです。建物は建設時に登記をしてあることから、転用手続など然るべき手続を取っていたものと推測されますが、当事者が亡くなってからも相当期間</p> |

が経過しており、農地性は無いものと考えます。

また、申請番号2番から8番は、現在建設中の産廃処分場用地となり集落全体が不在となった大釜地区において、地目が農地のまま残置された一部の土地につき、その所有者が非農地証明申請をしてきたものです。申請地は、一部が集落につながる市道用地として昭和50年代から使用されていたほか、数十年に渡り耕作がなされておらず、ほぼ山林原野化しているものです。今後耕作される見込みも無く、非農地として問題ないものと考えます。

議長

それでは、申請番号1番について、地区担当委員は私ですので、私の方から現地確認等の結果についてご報告いたします。

田上会長

1月21日に山本職務代理ほか農業委員、事務局とともに現場へ赴き、申請受任者の行政書士の説明の下現地視察を行いました。事務局説明のとおり先代により家屋が建設されてから50年ほどの年月が経過しており、位置関係などからその間周辺農地への悪影響等はなかったと考えます。今回の非農地証明ですが、これまでの経緯をふまえて、現時点においては認めて差し支えないものと考えます。以上です

議長

続きまして、申請番号2番から8番について、地区担当委員議席番号9番石倉委員よりご意見願います。

石倉委員

1月21日10:35頃から、職務代理、委員、事務局ともに現地を確認しました。当日は申請地から50mほど上にあります産廃処分場の造成地の管理者である門前クリーンパークから説明を受けました。申請地自体は産廃処分場造成地ではありませんが、一帯を管理するため非農地化している用地を会社が所有することを想定しているとのことです。

当日は積雪により現状がよく分からないところもありましたが、現状は事務局が説明したとおりであります。また、相談を受けて12月17日に現地を見たときには積雪はありませんでしたが、山林原野、集落道路に使われている状況であり、農地としての価値はゼロでした。非農地証明の対象としても全く問題は無いと思います。以上です。

| | |
|-------|--|
| 議 長 | これより質疑を許します。 |
| 各 委 員 | (質疑なし) |
| 議 長 | 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第3号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。 |
| 各 委 員 | (異議なし) |
| 議 長 | ご異議なしと認めます。 よって【議案第3号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第1号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。 |
| 事 務 局 | 【報告第1号相続による届出、1番～13番を議案書をもとに朗読】 合計195筆54,635.03㎡で内訳は田が38,731.03㎡、畑が15,904㎡です。 |
| 議 長 | これより質疑を許します。 |
| 各 委 員 | (意見、質問なし) |
| 議 長 | それでは、【報告第1号】を終わります。 次に【報告第2号】の農地改良届を受け付けましたので、事務局、説明願います。 |
| 事 務 局 | 【報告第2号農地改良届、1番を議案書をもとに朗読】 合計7筆516.68㎡で内訳は田が516.68㎡です。 なお、当該土地は現在一括して1名の方が耕作受託をしております |

| | |
|-------|--|
| | <p>が、その人が効率的に耕作ができるよう、所有者の合意のもと削土や盛土をして田面を均一の高さにならすものであります。</p> |
| 議 長 | <p>これより質疑を許します。</p> |
| 各 委 員 | <p>(意見、質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、【報告第2号】を終わります。 以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。 これにて、第1回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。</p> |